

第3章 連邦・州間財政調整制度

州間財政調整及び連邦補充交付金の制度は、ドイツ国内における生活条件の均衡化促進を意図している。また、市町村財政調整制度は、同一州内の市町村の財源を増加させ、それぞれの計画目標達成の支援を意図したものである。

◎基本法関係条文

第106条

(3) 2 連邦及び州の経費補填の要求は、公平な均衡が得られ、納税義務者の過重な負担を避け、連邦領域における生活関係の統一性が保持されるように、相互に調整するものとする。

第1節 共同税

ドイツの税制度の最も重要な特徴は、共同税である。これは、主な税金(賃金・所得税、利子所得税、法人税、売上税)の歳入を連邦政府、州政府及び市町村の三層の政府間で分け合うものである。これらの税金の合計は、ドイツにおける税収入総額のほぼ70%に相当する。

賃金・所得税、利子所得税、法人税の政府間配分割合は、基本法及び市町村財政改革法によって定められている。その配分状況は、以下のとおりである。

表15 賃金・所得税、利子所得税、法人税に関する配分割合（1996年以降）

	賃金・所得税 (%)	利子所得税 (%)	法人税 (%)	売上税 (%)
連邦政府	42.5	44	50	50.5
州政府	42.5	44	50	49.5
市町村	15.0	12	—	—

(出典：「Apportionment of tax revenue and financial equalization in the Federal Republic of Germany」 Budesministererium der Finanzen May 1996 「Regional and Local Government in Germany」 published by the Council of Europe)

1 個々の州間の税源帰属

大部分の税（売上税を除く）においては、地方自治体間の歳入の配分は、どの政府のレベルにおいても、その税金がどこで（どこの税事務所を通して）集められたかによって決まる。

◎基本法関係条文

第 107 条

- (1) 州の租税収入並びに所得税及び法人税の収入に対する州の取得分は、それらの租税が州の領域の財政官庁に收受される限度において、個々の州に帰属する（地域的収入）。（一部抜粋）

2 賃金所得と法人税の配分

基本法は、第 107 条第 1 項において、それぞれの州領域内に存する州税務署等によって徴収された税収は、それぞれの州に帰属する（地域収入帰属の原則）と規定している。一方、法人税と賃金所得については、連邦法でこれを補完する原則を定めている。

法人税収・賃金所得税収分割法は、次のように定めている。

- (1) 企業がその所在地で納税した賃金所得税は、被用者の居住する州にそれぞれ送付される。すなわち、X 州に所在する企業が支払った従業員（Y 州に居住）の賃金所得は、いったんは X 州に支払われるが、X 州から Y 州に送付される。
- (2) 複数の州に事業所を有する企業の法人税は、企業の本社機能が存在する州で納税され、事業所が存在する州に応じて分割され、送付される。分割基準は、従業員に支給された給与総額である。

3 売上税の配分

売上税の州への配分額のうち、最高 25%までは、住民一人当たりの所得税・法人税・営業税納付金・一定の州税（財産税、相続税、自動車税、ビール税等）の収入金額が、ドイツの州全体の平均を下回る州に対して、その差額の一部を補填するため配分される。これは、その州の住民一人当たりの税収額が、ドイツの州全体の平均額の 92%になるまで配分される。

売上税の残りの 75%は、全ての州に人口数に応じて配分される。それゆえ、売上税の配分は、水平的再配分の要素を有している。

売上税の 25%を財政力の弱い州に対して配分してもなお、ドイツの州全体の平均額の 92%に達しない州は、州間財政調整制度等によってさらに調整が行われる。

他方、財政力の弱い州の財政調達力を 92%まで補充してもなお剩余が生じるときには、この剩余額は、前述の 75%の追加分として、全ての州に対して人口数に応じて配分される。

売上税の連邦政府と州政府の配分については、基本法に直接の規定はなく、法律上のいくつかの配分規則を述べるに留まっている。それゆえに売上税は、連邦と州間の税配分において、柔軟な要素を持っている。

連邦政府と州政府間の売上税の配分は、連邦政府と州政府における経常収支比率の一致を基準として行われる。この比率のバランスが失われたときには、連邦政府と州政府への売上税の配分割合が議論されることになる。この配分の議論は、過去においては主に政治的に決着してきた。

1970 年以来の売上税の配分比率は次のとおりである。

表 16-1 売上税の配分割合の推移

	連邦政府 (%)	州政府と市町村 (%)
1970 年から	70	30
1972 年から	65	35
1974 年	63	37
1975 年	68. 25	31. 75
1976 年から	69	31
1978 年から	67. 5	32. 5
1983 年	66. 5	33. 5
1984 年から	65. 5	34. 5
1986 年から	65	35
1993 年から	63	37
1995 年	56	44
1996 年から	50. 5	49. 5

(出典 : Apportionment of tax revenue and financial equalization in the Federal Republic of Germany Bundesministerium der Finanzen May 1996)

1998 年 1 月 1 日に営業資本税が廃止された。この減収を埋め合わせるために、売上税の 2. 2%を市町村へ配分することが決定された。この改革に伴う売上税収の配分は、以下の表のとおりとなる。さらに売上税の税率は、1998 年 4 月 1 日より、15% から 16%に引き上げられる予定である。

表 16-2 1998 年・1999 年の連邦・州・市町村間の売上税収の配分

売上税 (100%)			
連邦・州 (97. 8%)		市町村 (2. 2%)	
連邦 (50. 5%) → <u>49. 389%</u>	州 (49. 5%) → <u>48. 411%</u>	旧西ドイツ地域州内の 市町村 (旧西ベルリンを 含む) (85%) → <u>1. 87%</u>	旧東ドイツ地域州内 の市町村 (旧西ベル リンを除く) (15%) → <u>0. 33%</u>

◎基本法関係条文

第 107 条

(1) 売上税の収入に対する州の取得分は、その州の人口数の基準に従って個々の州に帰属するが、この州の取得分の一部（ただしその 4 分の 1 を限度とする。）については、連邦参議院の同意を必要とする連邦の法律によって、住民一人当たりの州の租税からの収入並びに所得税及び法人税からの収入が、諸州の平均を下回る州のための補充分とすることができます。（一部抜粋）

第 2 節 州間財政調整制度のメカニズム

ドイツの財政制度は、垂直的調整をかなりの程度取り入れている。この基本的な考え方は、各層の団体が、その必要な支出に応じた財政力を持つべきであるということにある。一方、基本法第 107 条第 2 項においては、連邦の法律によって、財政力の強い州と弱い州の水平的財政調整の責任を果たすように規定されている。

州間財政調整制度は、各州の歳入の均衡を目指している。ここでは、港湾費用を除けば、個々の州の財政的負担を特に考慮していない。港湾費用については、海港所在の州に対して、その維持費を考慮して、特別に財政力測定値から控除を行っている。

財政調整においては、州の税収だけでなく市町村の税収も考慮される。つまり、

$$\text{「財政力測定値」} = \text{「州の税収」} - \text{「港湾費用」} + \text{「市町村の税収の } 50\% \text{」}$$

という計算式となる。「港湾費用」が考慮されるのは、港湾の維持管理費が莫大な費用となるため、特別に配慮したものである。

市町村の調整額の算出においては、人口密度の高い地域に補正係数を適用する。州間相互の水平的財政調整制度に市町村分が加わる理由は、市町村は、基本法上「州の一部」であり、州が市町村の監督と財源保障の責任を担っているからである。したがって、州は、その財政力と住民一人当たりの全州平均の財政力との関係によって、財政上の援助をしなければならない。すなわち、財政力の強い州は、州間財政調整制度による交付金を受け取らず、むしろ財政力の弱い州に対して、財政的な援助を行う。なお、州の平均財政力を計算する際には、周辺地域を含まない都市州（ブレーメン、ハンブルク、ベルリン）に対しては、その人口に 135% の補正係数をかけることによって、財政需要を考慮する。その他の州は、補正係数は 100% のままで計算される。

旧東ドイツの新州は、1995 年 1 月 1 日に、州間財政調整制度の中に完全に組み込まれた。州間財政調整制度が行われることにより、財政力の弱い州は、州の平均的な財政力の少なくとも 95% まで、財政力が引き上げられることになる。

◎基本法関係条文

第 107 条

(2) 法律によって、諸州間の異なる財政力の適切な調整を確保するものとし、その際、市町村の財政力及び財政的需要を考慮するものとする。調整を求める資格を有する州の調整請求権の要件、調整義務を課せられる州の調整義務の要件並びに調整給付の額の基準は、その法律に規定するものとする。また、その法律には、連邦がその資金の中から、給付能力の小さい州に対し、その一般的な財政需要を補充的に補填するための割当金を与える旨を定めることができる。

1 州間財政調整の原則

州間財政調整により、調整給付義務州と調整交付請求州が設定される。

「調整給付義務州」とは、財政力測定値>調整額測定値 となっている州であり、調整分担金を負担する。

「調整交付請求州」とは、財政力測定値<調整額測定値 となっている州であり、調整交付金を受け取る。

2 財政力測定値の計算方法

財政力測定値は、以下の式で算出される。

$$\begin{aligned} \text{財政力測定値} = & (\text{共同税の州取得分} + \text{営業税納付金} + \text{ギャンブル税を除く} \\ & \text{州税} + \text{賭博場課徴金} + \text{鉱山税}) \\ & + 0.5 \times (\text{所得税市町村取得分} + \text{不動産税} + \text{営業税納付金} \\ & \text{控除後の営業税}) \\ & - (\text{港湾の維持改修に要する特別負担額}) \end{aligned}$$

州間の財政調整制度に市町村税収の半額が算入される理由は、基本法第 105 条第 9 項において、市町村の収入及び支出が州の収入及び支出とみなされているからであり、算入額が税収全体の半額となっているのは、この財政調整制度が、財政力の強い州と財政力の弱い州との妥協から生まれた制度であるためである。

◎基本法関係条文

第 105 条

(9) 市町村の収入及び支出も、本条の意味における州の収入及び支出とみなされる。

3 市町村分の財政力測定値の計算方法

市町村税の不動産税及び営業税は、州ごとに異なる一定の幅の中で、市町村が税率の自主決定権を持っているため、税率の分布差が大きい。そこで、不動産税と営業税について、

$$\text{税収実額} \div \text{税率} = \text{統一課税基準額}$$

の式で統一課税基準額を算出し、

$$\text{統一課税基準額} \times \text{定率} = \text{財政力測定値}$$

(定率とは、連邦の平均の標準税率を意味する。)

という方法により、市町村分の財政力測定値を算出する。

4 調整額測定値の計算方法

調整額測定値の計算は、各州の住民数（人口）に基づく。広域州は、州全体としては補正されない。都市州（ブレーメン、ハンブルク、ベルリン）に対しては、州全体として 135% の補正がなされる。

なお、州内の市町村については、次の係数によって補正される。

住民数	補正係数
5,000 人以下	100%
5,000 人を超える人口につき 15,000 人まで (合計 2 万人)	110%
2 万人を超える人口につき 8 万人まで (合計 10 万人)	115%
10 万人を超える人口につき 40 万人まで (合計 50 万人)	120%
50 万人を超える人口につき 50 万人まで (合計 100 万人)	125%
100 万人を超える人口につき	130%

以上の超過段階補正に加え、50 万人以上の市町村については、下記の人口密度による補正分が加算される。

1 km ² 当たりの人口密度	補正率
1,500 人～2,000 人	住民数の 2%
2,000 人～3,000 人	住民数の 4%
3,000 人以上	住民数の 6%

これらを計算式で示すと、以下のとおりである。

・広域州の調整額測定値

$$= \text{連邦平均 1 人当たりの税収} \times [\text{市町村の人口について補正した後の州人口}]$$

・都市州の調整額測定値

=連邦平均1人当たりの税収×1.35×〔市町村の人口について補正した後の州
人口〕

なお、連邦平均1人当たりの税収=財政力測定値の総額÷補正人口総計
であり、これが個々の州へ補正人口数に応じて再配分されることから、マクロ的に
見ると、連邦全体では、調整額測定値は必ず財政力測定値に一致する。

<計算例>

以下に、広域州の調整額測定値の計算例を、単純化したモデルで示す。

連邦平均1人当たりの税収が500マルク、X州（広域州）の総人口は1,805,000
人で、X州内にはA市、B市、C村が存在し、
A市は人口150万人、1km²当たりの人口密度が2,500人、
B市は人口30万人、
C村は人口5,000人
と仮定する。

A市の人口は、以下のように補正されていく。

$$\begin{array}{rcl} 5,000 \times 1 & = & 5,000 \\ 15,000 \times 1.1 & = & 16,500 \\ 80,000 \times 1.15 & = & 92,000 \\ 400,000 \times 1.2 & = & 480,000 \\ 500,000 \times 1.25 & = & 625,000 \\ + 500,000 \times 1.3 & = & 650,000 \\ \hline & = & 1,868,500 \end{array}$$

これに、人口密度の補正を加えると、

$$1,868,500 \times 1.04 = 1,943,240 \cdots \text{補正後のA市の人口}$$

同様に、B市の人口については、

$$\begin{array}{rcl} 5,000 \times 1 & = & 5,000 \\ 15,000 \times 1.1 & = & 16,500 \\ 80,000 \times 1.15 & = & 92,000 \\ + 200,000 \times 1.2 & = & 240,000 \\ \hline & & 353,500 \cdots \text{補正後のB市の人口} \end{array}$$

C村は、補正されず人口 5,000 人である。

以上により、州の総人口 1,805,000 人は、市町村の人口補正によって 2,301,740 人に補正される。

したがって、X 州の調整額測定値は、

$$500 \times 2,301,740 = \underline{1,150,870,000} \text{ (マルク)}$$

と計算される。

5 調整交付金及び調整分担金

◎ 調整交付請求州の受け取る調整交付金

① 財政力測定値が調整額測定値の 92%未満の州の場合

(調整額測定値) × 92% – (財政力測定値) を全額受け取る。

さらに、財政力測定値の 92%を超える部分について、

(調整額測定値) × (1 – 0.92) × 37.5% を受け取る。

② 財政力測定値が調整額測定値の 92%以上 100%未満の場合

[(調整額測定値) – (財政力測定値)] × 37.5%を受け取る。

◎ 調整交付金を分担すべき調整給付義務州の調整分担金

③ 財政力測定値が調整額測定値の 100%を超え 101%以下の部分について

[(財政力測定値) – (調整額測定値)] × 15% を分担する。

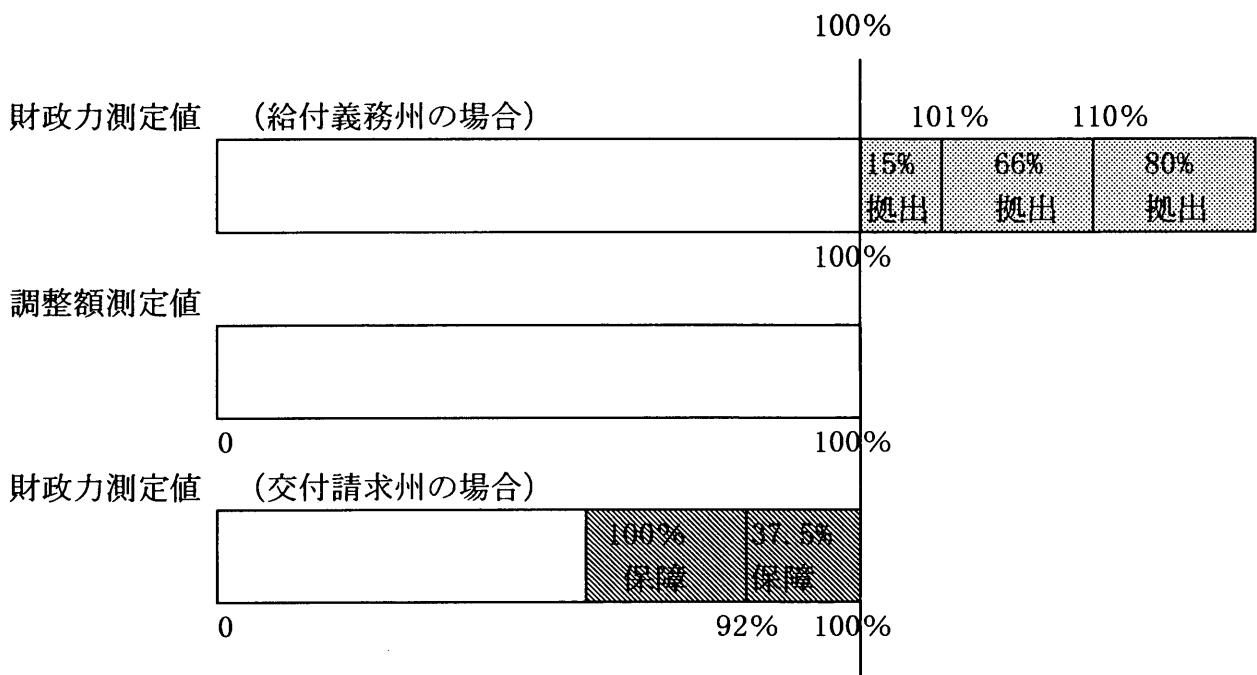
④ 財政力測定値が調整額測定値の 101%を超え 110%以下の部分について

[(財政力測定値) – (調整額測定値)] × 66% を分担する。

⑤ 財政力測定値が調整額測定値の 110%超の部分について

[(財政力測定値) – (調整額測定値)] × 80% を分担する。

つまり、次の棒グラフのとおりの割合で、分担金の拠出と交付金の給付が行われる。



調整分担金は、調整交付金分だけを調達すればよいので、請求州への調整交付額と義務州からの調整給付額とが一致するよう、義務州に分担額が比例的に割り当てる。

それゆえ、調整給付率は、

調整交付金 $(\text{①} + \text{②})$ ÷ 調整分担金 $(\text{③} + \text{④} + \text{⑤})$
となる。

分担金対象超過額に調整給付率を掛け合わせると、実際の分担額が算出できる。

<計算例>

以下に、単純化したモデルで調整交付金と調整分担金の計算例を示す。

A州、B州、C州、D州、E州の財政力測定値及び調整額測定値を、それぞれ下表のとおり仮定する。

	A州	B州	C州	D州	E州
財政力測定値	85	147	202	276	230
調整額測定値	100	140	200	300	200
財政力測定値/調整額測定値 × 100	85	105	101	92	115

- ・ A州の調整交付金は、

$$100 \times 0.92 - 85 = 7$$

$$100 \times (1 - 0.92) \times 0.375 = 3$$

$$7 + 3 = \underline{\underline{10}} \quad \cdots (\text{a})$$

したがって、調整交付金を受け取ることにより、A州の財政力測定値は、85から95に調整される。

- B州の調整分担金は、
 $(141.4 - 140) \times 0.15 = 0.21$
 $(147 - 141.4) \times 0.66 = 3.7$
 $0.21 + 3.7 = \underline{3.91} \cdots (b)$

したがって、3.91が調整前の分担金対象超過額である。

- C州の調整分担金は、
 $(202 - 200) \times 0.15 = \underline{0.3} \cdots (c)$

したがって、0.3が調整前の分担金対象超過額である。

- D州の調整交付金は、
 $(300 - 276) \times 0.375 = \underline{9} \cdots (d)$

したがって、調整交付金を受け取ることにより、D州の財政力測定値は、276から285に調整される。

- E州の調整分担金は、
 $(202 - 200) \times 0.15 = 0.3$
 $(220 - 202) \times 0.66 = 11.88$
 $(230 - 220) \times 0.8 = 8$
 $0.3 + 11.88 + 8 = \underline{20.18} \cdots (e)$

したがって、20.18が調整前の分担金対象超過額である。

- 調整給付率は、
 $[(a) + (d)] \div [(b) + (c) + (e)]$ であるから、
 $(10 + 9) \div (3.91 + 0.3 + 20.18) = \underline{0.779}$

したがって、B州、C州、E州の実際の分担額は、それぞれ、

B州 = $3.91 \times 0.779 = \underline{3.046}$

C州 = $0.3 \times 0.779 = \underline{0.234}$

E州 = $20.18 \times 0.779 = \underline{15.72}$

となる（端数処理のために近似値計算している）。

表 17 単純化した州間財政調整制度モデルの計算結果

	A州	B州	C州	D州	E州
財政力測定値	85	147	202	276	230
調整額測定値	100	140	200	300	200
財政力測定値/調整額測定値×100	85	105	101	92	115
調整交付金(△は調整分担金)	10	△3.046	△0.234	9	△15.72
州間財政調整後の財政測定値	95	143.954	201.766	285	214.28
州間財政調整後の 財政力測定値/調整額測定値×100	95	102.8	100.9	95	107.1

調整後も住民1人当たり州税収が連邦平均の95%に達しない調整交付請求州は、その不足分だけ調整交付金を増額される。増額分は、調整給付義務州の調整分担金

を追加して賄われる。

また、調整後の住民一人当たりの税収が、連邦の平均以下となる調整給付義務州は、他の義務州の調整負担金を増額することにより、再調整される。

6 ノルトライン・ヴェストファーレン州財務省でのインタビュー

(問い合わせ) 東西ドイツの統一以後のノルトライン・ヴェストファーレン州の財政調整制度に対する意見を聞かせて下さい。

(答える) 財政調整制度には、第一に、連邦政府から州政府に対して行う垂直的財政調整制度がある。また、財政余力のある裕福な州が、財政的に弱い州を支援する水平的財政調整制度も存在する。この水平的財政調整制度は、1949年から採用されてきた。

ノルトライン・ヴェストファーレン州は、30年間他の州に財政援助を行ってきた州の一つである。1980年から1990年には、いわゆるデットゾーンと呼ばれる位置にいた。これは、他の州に対して援助することも、他の州から援助を受けることもない財政状況を意味する。平均的な税収を得ているため、他の財政力の弱い州に援助をすることもないが、税収が少なかった何年かを除いては、財政力の強い州から援助を受けることも無かった。旧東ドイツの州がこのシステムに組み入れられてから、再び他の州に対し援助を行っている。我が州の財政力測定値は、1989年には100.93%であったが、1995年に旧東ドイツの州を含めると107.02%になり、旧東ドイツの州について、人口一人当たりの平均税収を95%まで引き上げた後の数値は102.32%になる。旧西ドイツのいくつかの州も、95%まで引き上げられている。これは、売上税の配分及び州間で財政力の強い州から財政力の弱い州へと資金移転を行うことにより達成される財政調整によるものである。

以上の財政調整とは別に、旧東ドイツの州と旧西ドイツのいくつかの州は、特定の理由による追加的な交付金を連邦政府から得ている。

旧東ドイツの州は、経済成長を促進するためにこれらの交付金を受け取っている。また、旧西ドイツのザールラント州とブレーメン州は、累積した借入金を返済するためにこの交付金を受け取っている。その他のいくつかの旧西ドイツの州は、規模がかなり小さいため、行政事務を遂行するために交付金を受け取っている。彼らは、一人当たりの税収がより多くなるよう要求している。なぜならば、行政運営においては、州の規模にかかわらず、例えば教師であれば、同じ人数を必要とするからである。

連邦政府からのこれらの補充交付金は、例外として実行されるものである。州が関わる実際の財政調整制度は、全く水平的なものであり、垂直的なものではない。

論理的に整理すると、まず第一に、各政府間(連邦政府、州政府、市町村)で税の決定がある。これは、どの政府が、どの税目を得るかという基本的な決定である。

第二に、連邦レベルと州レベル間での税の調整がある。これは、両政府が課税している売上税の、変更可能な配分比率を決定することで行われる。近年、州政府の配分比率が引き上げられ、連邦政府の配分比率が引き下げられている。売上税の配分方法は、まず税収入を州間で分配し、それから、再び州間で財政調整を行う。さらに、垂直的に連邦政府から州政府へ連邦補充交付金を配分する。もちろん水平的、垂直的因素があるが、州政府が関わっているのは、水平的財政調整制度においてである。

(問い合わせ) 現行の財政調整制度は、16州間で修正されるべきであると考えますか。

(答える) 我々は、連邦参議院を通して、財政調整制度を修正する政策を要求していない。現在、有効な財政調整制度は、1993年に連邦政府と州政府で合意したものである。これは、1995年から、2年間効力を有する。我々は、連邦政府の補充交付金を含め、その内容に満足していない。ノルトライン・ヴェストファーレン州は、税収のランクからすると4番目であるが、補充交付金を含めた歳入で比較すると6番目に落ちる。なぜならば、連邦政府からの補充交付金が少ないからである。

我々は、現在の財政調整制度が正しい状態にあるとは考えていない。しかし、この制度を変更できる可能性は極めて小さい。なぜなら、連邦には、11の財政的に乏しい州と5つの豊かな州が存在するからである。豊かな州は、決して多数派にはなれない。財政調整制度は、財政力のランキングを変更することではなく、財政力の差を縮める制度であるべきである。

第3節 垂直的財政調整制度

州間財政調整制度による財政移転に加えて、財政力の弱い州は、連邦政府から連邦補充交付金を受け取ることができる。連邦補充交付金は、追加的な特別需要を考慮しているため、市町村再編成のもとでもかなり増加している。1995年における連邦補充交付金の総額は、約250億ドイツマルクである。個々の州の特定支出需要は、特別需要連邦補充交付金でさらに考慮される。

1 不足額連邦補充交付金

州間の財政調整後も、財政力の弱い州(財政調整後の調整額測定値に対する財政力測定値の割合が100%未満の州)に対しては、なお、全州平均財政力(調整額測定値の100%)を下回る金額について、その差額の90%までの財源を不足額連邦補

充交付金で補償する。

つまり、調整額測定値に対する財政力測定値の割合が 95%（州間財政調整制度における最低保障比率）であるとすると、

$$(100 - 95) \times 0.9 + 95 = \underline{\underline{99.5\%}}$$

したがって、財政力測定値は、不足額連邦補充交付金により 99.5%まで引き上げられる。

1996 年における連邦全体の不足額連邦補充交付金は、49 億ドイツマルクである。

これらの財政調整制度を合わせると、どんなに財政力の弱い州でも、売上税の配分、州間財政調整制度及び不足額連邦補充交付金の配分の 3 段階を経て、調整額測定値に対する財政力測定値の割合は、最低 99.5%まで引き上げられるのである。

2 特別需要連邦補充交付金

連邦政府は、ドイツの分割に関わる 1995 年～2004 年の間、特別の負担を軽減するため、また、財政力の平均に満たない市町村を援助するために、年間 140 億ドイツマルクの特別需要交付金を新州に支払う。

比較的小さな旧州と新州は、地域内で生じる、人口の多い州に比べて重い負担を緩和するために、毎年、総額約 15 億ドイツマルクの特別需要連邦補充交付金（政府運営費用）を受け取る。

新州が財政調整制度に加入することによって大きな負担が生じる財政力の弱い旧州は、連邦政府から遅延臨時連邦補充金を 10 年以上にわたり受け取る（1996 年の総額は 12 億 1,100 万ドイツマルク）。

ブレーメン都市州とザールラント州は、1994 年から 1998 年まで、連邦政府から毎年 34 億ドイツマルク（ブレーメン都市州は 18 億ドイツマルク、ザールラント州は 16 億ドイツマルク）を、特別連邦補充金として受け取る。これらの資金は、直接借入金の返済に充てなければならない。

第4節 連邦政府からの財政援助

連邦補充交付金を含む歳入配分に加えて、連邦政府は州の目標達成に貢献している。この財政援助は、州間財政調整制度の一部とはみなされていないが、財政調整制度に重要な影響を与えている。

この制度による財政援助の分類及び1996年の援助額は、以下のとおりである。

分類	金額(単位:10億マルク)
①基本法第91条aによる市町村の目標	8.5
中学校の建設	1.80
地方の経済構造改革	4.25
農業構造の改革と海岸線の保護	2.48
②基本法第91条bによる教育計画、研究促進	0.4
州をまたがる共同研究費	0.4
③基本法第104条a第3項による現金の支払い	6.0
維持費(50%は、連邦政府が負担)	0.78
家賃補助(50%は、連邦政府が負担)	3.35
労働訓練促進(65%は、連邦政府が負担)	1.77
④基本法第104条a第4項による投資援助	17.2
住宅建設にかかる援助	2.98
都市計画にかかる援助	0.82
市町村の交通に対する財政援助	5.66
東部州促進の投資 ^(注)	6.66
その他	1.08
⑤他の州への連邦政府からの援助	5.49
占領費及び戦争の結果たる負担	3.46
その他	2.03

(出典:バイエルン州財務省の内部資料)

(注1) 数値の合計値は、四捨五入の関係から個々の数値の合計と一致しない場合がある。

(注2) 8~9ページの基本法の条文を参考のこと。

(注) 連邦政府は、1995年以来、基本法第104条a第4項に従って、経済成長を促進するため、新州に対して財政援助を行ってきた。総額は、年間66.6億ドイツマルクに及び、10年間継続される。

1995年の州間財政調整と連邦補充交付金

		NW	BY	BW	NI	HE	SN	RP	ST	SH	TH	BB	MV	SL	BE	HH	HB	合計
州間財政調整前の財政力	割合	107.0	107.7	109.7	96.2	112.2	85.4	96.2	85.0	102.5	85.0	86.6	84.6	90.9	72.7	103.5	80.9	100.0
州間財政調整	百万DM	-3,442	-2,533	-2,804	451	-2,154	1,783	229	1,123	-142	1,017	865	771	180	4,209	-118	562	0
州間財政調整後の財政力	割合	102.3	102.5	103.0	97.6	103.4	95.0	97.6	95.0	101.2	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	102.2	96.3	100.0
連邦補充交付金	百万DM	0	0	0	677	0	839	344	504	0	459	464	335	199	848	0	121	4,789
州間財政調整と連邦補充交付金後の財政力	割合	102.3	102.5	103.0	99.8	103.4	99.5	99.8	99.5	101.2	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	102.2	99.6	
政府運営費用交付金	百万DM	0	0	0	0	0	0	219	164	164	164	164	164	153	219	0	126	1,537
特別需要連邦補充交付金	百万DM	0	0	0	0	0	3,658	0	2,208	0	2,008	1,985	1,479	0	2,662	0	0	14,000
過減臨時連邦補充交付金	百万DM	0	0	0	507	0	0	451	0	227	0	0	0	80	0	0	80	1,345
特別形態の連邦補充交付金の合計	百万DM	0	0	0	507	0	3,658	670	2,372	391	2,172	2,149	1,643	233	2,881	0	206	16,882
全ての財政調整後の財政力	割合	102.3	102.5	103.0	101.4	103.4	119.1	103.9	120.7	104.7	120.8	120.4	121.6	104.8	114.8	102.2	105.3	

NW ノルトライン・ヴェストファーレン

BY バイエルン

BW バーデン・ヴュルテンベルク

NI ニーダーザクセン

HE ヘッセン

SN ザクセン

RP ラインラント・プファルツ

ST ザクセン・アンハルト

SH シュレスヴィヒ・ホルシュタイン

TH テューリンゲン

BB ブランデンブルク

MV メクレンブルク・フォアポンメルン

SL ザールラント

BE ベルリン

HH ハンブルク

HB ブレーメン

(出典) ドイツ連邦大蔵省の内部資料

数値の合計値は、四捨五入の関係から個々の数値の合計と一致しない可能性がある。

第5節 現行財政調整制度の問題点

現行財政調整制度に対しては、次のような指摘がある。

- (1) 各州の財政力のみに着目した制度であり、支出サイドへの配慮が不足している。すなわち、個々の州の財政力すなわちその税収を集計し、その総額を補正した人口数で再分配するだけで、各州における財政需要を計算し配分する仕組みになっていない。なお、財政需要を考慮しない点では、日本の地方交付税とは全く異なった制度になっている。
- (2) 財政調整の結果、財政力の強い州の平均を超える州（例えばザクセン州等）が出てきた。この事実を、憲法裁判所は違憲と判示している。
ただし、旧西ドイツの全州の合意事項として、新州については、財政調整の結果、財政力の強い州の平均を超えて構わないことになっている。
- (3) 制度の簡易化を求める要請がある。

第4章 州内における市町村財政調整制度

各々の州は、共同税収入(所得税、法人税、売上税からの収入)の州の取得分のうち市町村に配分する割合を、州の法律で決定しなければならない。さらに、各々の州は、市町村に配分する州税の金額を決定しなければならない。基本法第106条では、州政府は、その税を地方自治体と分け合わなければならぬと規定しているが、どの程度分け合わなければならぬかまでを規定していない。その配分割合は、各州の政策判断によっている。

◎基本法関係条文

第106条

(7) 共同税の全収入に対する州の取得分のうち、市町村及び市町村連合に対し、全体で、州の立法によって定められる百分率が与えられる。その他、州の租税収入が市町村（市町村連合）の収入になるかどうか、また、どの程度その収入となるかについては、州の法律でこれを定める。

市町村への交付金は、一般的には州から与えられる。州の市町村に対する交付金は、州ごとに異なる財政制度によって配分される。

地方自治体レベルにおける財政調整の目的としては、一般的には①地方自治体の財政力を引き上げること（財政機能）②市町村間における歳入の差を緩和すること（再配分機能）③中心地域においてある種の特別な需要に対する財政支出を認めること（都市計画機能）の3つがある。

第1節 交付金

州の地方自治体に対する交付金は、大きく、使途が特定されない一般交付金と、使途が特定されている目的交付金の2つに分けることができる。

1 一般交付金

財政調整交付金は、市町村の財政能力と相対的な財政需要を考慮して配分されている。各州は、独自の配分制度を運営しており、かつ、その州の領域内にある市町村に対して、法律上責任を持っている。このように、州内財政調整制度は、ドイツ国内の州ごとに異なる制度となるが、次のような一般的なパターンがある。

まず、各々の市町村に対する財政調整交付金の総額を計算するために、財政需要の基準を決定する。この決定方法は州ごとに異なるが、一般的な財政需要の計算には、補正された人口基準、失業者数、生徒数が含まれている。一般的には、人口基準に一番ウエイトを置いている。

人口基準の調整方法としては、比較的人口が集中した地域において、人口規模に

応じてウェイトを上げる場合がある。例えば、バーデン・ヴュルテンベルク州では、人口 3,000 人の市町村のウェイトを 1 とし、人口の増加に応じてこのウェイトも増やしていく。すなわち、10,000 人で 1.0、1,100,000 人で 1.35 といった補正を行う。この補正方法は、州によって異なる（なお、人口規模に対する補正を行わない州もある）。

各々の市町村に対する需要評価が決定されると、これに単位費用を掛け合わせ、さらに補正係数を乗じることによって、需要額測定値が得られる。各々の自治体に対する需要額測定値を財政力測定値（見積もられた税収額）と比較し、この差額のうちいくらかを、州から地方自治体への交付金として補填する（州によって計算式は異なる）。

2 目的交付金

目的交付金は、学校建設、上下水道施設、道路建設等のように、ナショナル・ミニマムの維持に関わり、かつ、一般交付金では目的を達成しがたいものに与えられる。

3 一般交付金の計算方法

基準交付金、需要額測定値及び財政力測定値の関係は、次のとおりである。

(1) 需要額測定値は、一般的に、基礎額^(注)に補正人口を掛け合わせることによって得られる。補正人口は、都市規模が大きくなると、住民一人当たりの支出額が大きくなるという経験則に基づき、主補正係数を設定し、実住民数を補正して算出する。

(2) 所得税の市町村配分額は、実額で計算する。不動産税及び営業税については、市町村に税率決定権があるため、実税収によっては測定できない。したがって、実税収を実際の税率で割り、統一課税基準額を算出する。

これに、州内の市町村に共通の標準税率（この率は州ごとに異なる）を掛け合った額と所得税市町村配分額との合計を、各市町村の財政力測定値とする（ただし営業税については、営業税納付金による税収の減少分を差し引く）。

これを数式で表すと、以下のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{市町村の財政力測定値} &= \{\text{所得税市町村配分額}\} \\ &+ \{(\text{不動産税の統一課税基準額}) \times (\text{不動産税の標準税率})\} \\ &+ \{(\text{営業税の統一課税基準額}) \times (\text{営業税の標準税率})\} - \{\text{営業税納付金}\} \end{aligned}$$

^(注) 基礎額：州が交付金額を決定した場合に、補正人口と財政力測定値から導き出される数値である。

(3) 各市町村の需要額測定値と財政力測定値の差額のある一定の割合が、基準交付金となる。

$D = \text{需要額測定値}, F_p = \text{財政力測定値}, 0 < k \leq 1$ とすると、

$$\text{基準交付金 } (G) = (D - F_p) \times k \quad \dots\dots \textcircled{1}$$

と定義される。

基礎額を B 、補正人口数を P_a とすると、

$$D = B \times P_a \quad \dots\dots \textcircled{2}$$

であり、①より、

$$k \times D = k \times F_p + G$$

ゆえに、

$$D = F_p + G/k \quad \dots\dots \textcircled{3}$$

②及び③から、

$$B = 1/P_a \times (F_p + G/k)$$

となる。

つまり、基礎額(B)は、州が交付金額を決定した場合に、補正人口と財政力測定値によって導き出される数値である。

第2節 ケーススタディ

1 ノルトライン・ヴェストファーレン州における市町村財政調整の概要（1997年現在）

(1) 一般交付金

$D = \text{需要額測定値}, F_p = \text{財政力測定値}$ とすると、

$$\text{基準交付金 } (G) = (D - F_p) \times 0.9$$

と定義される。

表 18 ノルトライン・ヴェストファーレン州における市町村の財政調整モデル

市町村	A	B	C
需要額測定値 (D)	100	100	100
財政力測定値 (F _p)	90	80	30
基準交付金 (G) = (D - F _p) × 0.9	9	18	63
充足率 (F _p +G) / D × 100	99	98	93

ノルトライン・ヴェストファーレン州は、主要な税の 23%、つまり所得税、法人税、売上税及び不動産取得税の 23%を地方自治体へ配分している。総額は、年間約 300 億ドイツマルクである。配分額のうち 100 億ドイツマルクは、一般基準交付金として配分することにより、財政調整機能を果たしている。

需要額測定値の算定にあたっては、住民数、生徒の数を計算に入れている。なぜならば、州政府は、学校の教師の給料を支払い、地方自治体は、学校の運営費を支払うからである。また、失業者数も計算に入れられている。需要額測定値と財政力測定値を比較して、その差の 90%までを基準交付金で埋め合わせができる。地方自治体は、州政府から得た交付金について、その使途を自由に決定できる。

需要額測定値は、実際の歳出とは関係がない。あくまでも理論上の財政需要である。実際に、何の目的で支出していると、それは計算に入れていない。初めに決定するのは、どのくらいの財源が必要かということである。伝統的に、毎年配分に関する法律を決定するが、毎年すべてを変えているわけではなく、大部分は再び使用する。

財政力測定値が 160 億ドイツマルクであり、この 160 億ドイツマルクと理論上の需要額測定値との差額の 90% が 100 億ドイツマルクと仮定すると、需要額測定値は、約 271 億ドイツマルクとなり（※）、その年度のすべての地方自治体の需要額測定値は 271 億ドイツマルクまで積み上げられなければならない。このような理由から、需要額測定値は、財政需要の数字というよりもむしろ、内部的に計算された数字であるといえる。

※ 上の内容を計算式で示すと、財政力測定値 (F_p) が 160 億ドイツマルク、基準交付金 (G) が 100 億ドイツであるから、

$$\begin{aligned} D &= F_p + G \times 10/9 \\ &= 160 + 100 \times 10/9 \\ &\approx 271 \end{aligned}$$

よって、需要額測定値は約 271 億ドイツマルクと算出される。

これは、支出側から計算したものではなく、財政需要として計算されたものである。

住民数 1,800 万人、学生数 200 万人、失業率 0.8%（すなわち失業者数 14 万 4 千人）で、住民数に 1.5、学生数に 2、失業者数に 3 の係数を与えると仮定する。これらの係数を積み上げた数値で 271 億ドイツマルクを割り、求められた係数に応じて配分していく。この係数で、個々の財政需要を計算することができる。この過程では、いくら支出するかは考慮せず、財政力測定値がいくらになるか、どれだけの資金を配分するかの二点を考慮しているだけである。したがって、財政需要を計算する際の、統計上の要素の数を知ることが可能である。なお、内部の係数は、内務省によって計算される。これによって、個々の地方自治体に対し、100 億ドイツマルクをどのように配分すべきかが計算できる。

市町村の所得再分配機能は、地方財政法上の法的機能として確立されている。地方財政法は、共同税に関する州の歳入を地方自治体間で分かち合う法律である。

税配分の計算には、共同税（所得税、法人税、売上税）及び法律上の義務はないが不動産取得税を含める。

地方自治体間での配分額の合計は、見積もられた税収の23%である。一般交付金と目的交付金は、この合計額から拠出される。一般交付金には、配分率、追加分、配分条件等が含まれている。配分先は、市町村、郡、広域連合である。また、一般交付金を配分する際には、地方財政法に従って、主要評価、学校評価、失業者評価の個々の評価において補正係数が定められる。

(2) ノルトライン・ヴェストファーレン州における市町村財政調整制度

①財源

- ・共同税（所得税、法人税、売上税）
- ・不動産取得税

この2税の合計額の23%を財源とする。

②配分割合

一般交付金	市町村	……	76.4%
	郡	……	11.7%
	広域連合	……	11.9%
目的交付金	見積もられた投資		

③財政調整の方法

最初に、地方自治体がその義務を果たすために必要な財政需要を計算する。個々の財政力が、需要額測定値に対して設定される。もしも、需要額測定値が財政力測定値を上回れば、需要額測定値と財政力測定値の差が90%になるまで埋め合わせることができる。つまり、

基準交付金 = (需要額測定値 - 財政力測定値) × 0.9
となる。

④需要額測定値の計算

主要評価、学校評価、失業者評価の3つの項目を積み上げる。

(ア) 主要評価

地方自治体の財政需要は、住民数の影響を受ける。住民数が増えると、地方自治団体の需要も増加する。その増加割合は、比例的に増えるのではなく、遞減する。住民数の増加に従って、主要評価が形成される。

最も規模の小さな団体には100%、最も大きな団体には157%が適用される。このため、住民は、消費者として、地方自治体の規模に応じて異なった評価を受ける。いわゆる、人口に関する段階補正である。

(イ)学校評価

地方自治体の財政需要は、住民数だけでなく学校によっても、かなりの程度左右される。財政負担は、学校のタイプによって異なる。このため、学校にかかる財政負担については、学校のタイプによって、異なった生徒一人当たり補正係数を用いる。

(ウ)失業者評価

地方自治体の財政負担は、社会保障費の増加に左右される。この負担が地方自治体に対して一定のものであれば、主要評価の人口補正でカバーされる。失業評価は、人口規模によるものではなく、地方自治体雇用に関する分野での財政負担を考慮するものである。最も重要な指標は、長期の失業者の数である。これは、失業者の数と失業期間の長さは、地方公共団体の社会保障費の負担額を大きく左右するためである。この評価で用いる補正係数は、失業期間の長さによって3つのグループ（6か月～12か月は2倍、12か月～24か月は3倍、24か月以上は4倍）に分類できる。

州法は、市町村、郡、広域連合と、三つの異なる率を設定することを通じて、地方自治体間に交付金を分配している。郡に所属しない市町村と、郡に所属する市町村との間には、差は生じない。

州によって配分される一般交付金の額は、各々の州がその税収のうちどのくらいの割合を市町村に配分するかによって決定される。これからは何年間かは、旧東ドイツの市町村の税収は低い伸びに止まり、州による財政調整制度に依存していくであろう。これまで述べたように、1995年初頭以来、旧東ドイツの州は、1994年までドイツ統一基金から受けっていた金額よりももっと多くの金額を、連邦補充交付金を通して旧州から受け取っている。旧東ドイツの州は、この増加した歳入を、地方自治体間でどのように配分するかを単独で決定することができる。

(3) 目的交付金

投資交付金の内訳は、以下の三つに分類できる。

表 19 ノルドライン・ヴエストファーレン州の投資額交付金

種類	地方自治体	分配基準
一般投資	市町村	5/6は住民数に、1/6は面積に従って分配
高齢者援助とケアに対する投資	特別市と郡	65歳以上の住民数に従って分配
下水道に対する投資	市町村	1/3は、住民数に、2/3は、面積に従って分配

2 バイエルン州における市町村財政調整制度の概要（1997年現在）

(1) 一般交付金の算定

D=需要額測定値、F_p=財政力測定値とすると、バイエルン州における基準交付金（G）は、

$$G = (D - F_p) \times 0.9$$

と定義される。

①財源

- ・共同税（所得税、法人税、売上税）
- ・営業税納付金

この2税の合計額の11.54%が財源となる。

②配分割合

市町村	………	64%
郡	………	36%

(2) 財政調整の方法

①需要額測定値の計算

需要額測定値の要素は、住民数及び州平均よりも多くの社会保障を受けている住民数である。地方自治体の財政需要は、住民数の影響を受けており、住民数が増えると地方自治体の需要も増加する。最も規模の小さな自治体には100%、最も大きな自治体に対しては170%が適用される。これらの補正に加えて、特別市^(注)には、110%の補正係数が上乗せされる。

②住民数の増加に対して、行政費用が過増する理由

大きな都市では、劇場、博物館、病院等を運営するために、大規模な設備投資、管理費、人件費を負担しなければならないので、人口規模に応じて補正係数を増加させている。

歳出面では、日本では、基準財政需要額算定時の人口を測定単位とする段階補正では、地方自治体の歳出の中に占める人件費の割合が大きいため、規模のメリットにより、住民数の増加に伴って単位当たりの行政費が過減すると考えられている。

しかし、バイエルン州においては、

（人件費）：（設備投資、運営に係る経費）=11：45

の比率であり、人口規模が大きいほど、文化施設等に対する大規模な設備投資及び管理費の負担が大きくなり、住民数の増加に伴って、単位当たりの行政費

^(注) 特別市：市町村の中でも人口が比較的大規模な都市（州によって異なるが、大部分は人口10万人以上）であり、郡の事務も合わせて実施する。

用も遞増すると考えられている。

3 ラインラント・プファルツ州における市町村財政調整制度の概要（1997 年現在）

(1) 基準交付金の算定

$D = \text{需要額測定値}$ 、 $F_p = \text{財政力測定値}$ とすると、ラインラント・プファルツ州における基準交付金 (G) は、

$$G = (D - F_p) \times 0.5$$

と定義される。

①財源

- ・共同税（所得税、法人税、売上税）
- ・自動車税等

この 2 税の合計額の 20.25% を財源とする。

②配分割合

- ・一般交付金 …… 交付金総額の 60%
- ・目的交付金 …… 交付金総額の 40%

一般交付金は、市町村の財政力測定値を州平均の 73%まで引き上げる。なお、財政力測定値が州平均の 73%以上の市町村については、一般交付金が交付されない。

(2) 財政調整の方法

①需要額測定値の計算

- ・主要補正：住民数の多少にかかわらず、住民数に定額を掛ける。
 - ・副補正 (a) 集中補正：都心部の住民数に、人口集中度に応じて 1.035% または 1.0125% を掛ける。
(b) 社会保障補正：州平均よりも社会保障費を多く受けている人の数に 1.02% を掛ける。
(c) 生徒補正：生徒数に 135% を掛ける。
(d) 駐留軍補正：駐留軍の家族数に 150% を掛ける。
(e) 温泉地補正：600 回の宿泊を人口 1 人に換算する。
(f) 広域地域補正：住民 1,000 人当たりの面積が州の平均値を超える場合に、1 km²あたり 2 人を加算する。
- 一般交付金のうち 75% が主要補正によって配分され、残りの 25% が副補正の要素によって配分されている。

②住民数の増加に対して定額で配分する理由

農村部と都市部で、一人当たりの配分額を変えないというのがラインラント・プファルツ州の方針である。

この背景には、①この州内に大きな都市が存在しないこと、②副補正で集中補正と広域地域補正を考慮しているので、住民一人当たりに定額の交付を行つても、各地域の実情に応じた配分を相当程度可能にできることがある。

表 20 ラインラント・プファルツ州における市町村財政調整

市 町 村	A	B	C
需要額測定値 (D)	100	100	100
財政力測定値 (Fp)	90	80	30
基準交付金 (G) (D-Fp) × 0.5	—	—	35
調整後不足額 D - (Fp + G)	—	—	35
最低保障 (MG) D × 73/100 - (Fp + G)	—	—	8
基準交付金最終額 (MG+G)	—	—	43
充足率 (Fp + G + MG) / D × 100	90	80	73

おわりに

ドイツの財政制度は、連邦国家が何であるかを明確に映し出した姿見であった。連邦国家としてのドイツ共和国では、州ごとに市町村財政調整制度が異なる。州レベルに包括的な権限が与えられているために、州政府の理念や考え方がストレートに制度の違いとして現れてくる。

このように州ごとに全く異なった制度を持っていることは、ドイツを訪問する前に本で読んではいたが、日本の公務員として働いてきた自分には、信じられないことであった。ノルトライン・ヴェストファーレン州、バイエルン州、ラインラント・プファルツ州の3州で取材を行ったが、それぞれの州において、その州の独自の見解を聞くことができた。担当者の話しぶりは、州が異なれば、制度が異なるのが当然と言わんばかりのものであった。しかし、この態度から感じられたのは、州ごとの地方分権という連邦国家の姿であった。

州間財政調整制度について感じられたことは、日本の地方交付税制度に比べて、ドイツの制度が極めて単純な制度であるということである。ドイツの財政制度の勉強を始める前には、どんな複雑な制度であるかと思っていたが、以外にもそのシンプルな制度に驚いた。逆に言えば、日本の地方交付税制度が、いかに緻密で複雑な制度であるかを思い知らされた。ドイツの州間財政調整制度の優れた点は、その制度の透明度が極めて高いところである。すなわち、財政調整を行う場合に、政策当局の恣意的な操作を行う可能性が極めて少ないのである。

日本の地方交付税制度とドイツの州間財政調整制度の優劣をつけることはできないが、その制度のもつ長所を互いに研究することは、非常に大切なことであろう。

取材協力 Ministries and Associations that assisted us in this research are :

- 1 Bundesministerium der Finanzen
- 2 Bundesministerium des Innern
- 3 Finanzministerium des Landes Nordrhein-Westfalen
- 4 Innenministerium des Landes Nordrhein-Westfalen
- 5 Bayerisches Staatsministerium der Finanzen
- 6 Bayerisches Staatsministerium des Innern
- 7 Ministerium der Finanzen Rheinland-Pfalz
- 8 Ministerium des Innern und für Sport Rheinland-Pfalz
- 9 Deutsche Städte und Gemeindebund

主要参考文献

- 1 Statistisches Jahrbuch für Bundesrepublik Deutschland 1997,
- 2 FINANZ BERICHT 1998, Bundesministerium der Finanzen
- 3 Regional and Local Government in Germany , The Council of Europe
- 4 Facts about Germany1996, Societäts-Verlag
- 5 An ABC of Taxes in the Federal Republic of Germany , January 1996,
Bundesministerium der Finanzen
- 6 Die Finanzverteilung in der Bundesrepublik Deutschland, Bundesministerium
der Finanzen
- 7 Apportionment of tax revenue and financial equalization in the Federal
Republic of Germany , May 1996, Bundesministerium der Finanzen
- 8 『統一ドイツと財政調整 一連邦財政システムは生き残れるかー』
クレアレポート 83 号、1994 年、(財) 自治体国際化協会
- 9 『現代ドイツ地方財政論』 [増補版] 、伊東弘文著、文眞堂
- 10 『ドイツ憲法集』 〈講義案シリーズ 17〉 高田敏、初宿正典編訳、信山社出版株
式会社
- 11 『諸外国地方税制度視察報告書—平成 7 年 11 月—』第 6 回諸外国地方税視察団、
(財) 地方財務協会
- 12 『諸外国の地方債制度に関する研究』 講演録、平成 8 年 3 月、(財) 地方債協
会
- 13 各国地方公共団体の資金調達の現状と共同発行制度『地方債に関する調査研究
委員会』 報告書、平成 6 年 3 月、(財) 地方債協会
- 14 今はじめてわかる多極分散型国家『地方分権の国ドイツ』 片木 淳著、株式会
社ぎょうせい
- 15 『比較地方自治』 [増補改定版] 山下 茂・谷 聖美・川村 育著、第一法規
- 16 『統合ドイツの経済的諸問題』 九州大学ドイツ経済研究会編、九州大学出版会

- 17 『ドイツ地方行政事情』外国地方行政事情シリーズ 20、(財)自治総合センタ
ー
- 18 『ドイツにおける営業税の改革について』山内健生著、地方税、平成 8 年 10
月号、地方財務協会
- 19 『欧洲における税制改革の事情について～ドイツ編～』古川 康著、地方税、
平成 9 年 12 月号、地方財務協会
- 20 『自治行政講座 8 地方債と資金管理・地方交付税』谷本正憲、石井隆一著 第
一法規

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国的地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第 15 代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発ーその制度の変遷と事例ー(2)	1998/5/15
第 163 号	フランスにおける地域開発ーその制度の変遷と事例ー(1)	1998/5/15
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 161 号	自治体による国際協力への支援 一欧州の現状ー	1998/3/27
第 160 号	タイの行政制度ー地方の行政を中心にー	1998/3/5
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 151 号	カリフォルニア州ロサンゼルス・カウンティ レイクウッド市 (米国地方自治の現場IV)	1997/11/28
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設設計画について	1997/8/25
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説 (2) (地方自治体)	1997/6/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説 (1) (州政府)	1997/6/20
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい